

一般 寄稿

児童教育学科

「特別の教科 道徳」と生徒指導

中山 博夫

Hiroo NAKAYAMA

人間学部児童教育学科教授



1. はじめに

平成27年3月の学習指導要領一部改正により、小学校、中学校の「道徳」が「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」と略記する）となった。そして、平成30年度から道徳科は全面実施されることになった。昭和33年の学習指導要領改訂により、小学校と中学校に登場し、60年近く続いてきた領域としての「道徳」が教科に切り替えられるのである。本論考では、道徳科の特質と学校現場への影響を検討する。そして、道徳と密接に関係する生徒指導に対する影響についても考察する。

2. 道徳科の特質

道徳とは、特定の集団や社会における価値や規範の総体である。道徳は、その集団や社会によって微妙に異なる。江戸時代の封建道徳と民主主義の現代日本の道徳とでは、そこにはちがいがあがる。それゆえに、道徳は特定の集団や社会におけるものなのである。道徳教育は、その道徳を子どもたちに内在化させていくものである。つまり、価値観の形成をするものなのである。

学校における道徳教育の目標は、一部改正の小学校学習指導要領の総則に、以下のように記されている。⁽¹⁾

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳性を養うことが、道徳教育の目標なのである。その道徳性の中身については、一部改正の小学校学習指導要領の「第3章 特別の教科 道徳」において、目標として「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」⁽²⁾と示されている。

この道徳性については、平成20年告示の小学校学習指導要領には「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする」⁽³⁾と記されている。一部改正の小学校学習指導要領とでは、順序が入れ替わっているのである。道徳科の実施においては、道徳的な心情よりも道徳的な判断力を重視しているのだと考える。善悪を判断する力を養うことに力点が置かれているのである。

道徳の特別の教科化の発端は、教育再生実行会議の『いじめの問題等への対応について（第一次提言）』であった。いじめの未然防止に向けて、「心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う」⁽⁴⁾というのが、その提言であった。ここから考えると、いじめの未然防止のためにも善悪を判断する力を培うことが期待されたのであろう。林は道徳性について、「心情は、いわば、エネルギーを充填することにたとえることができる。そのエネルギーの向かうのが判断力である」⁽⁵⁾と述べている。道徳的なエネルギーを正しく向ける、道徳的な判断力を重視するところに、道徳科の特徴があると考えられる。

道徳教育を進めるに当たって、一部改正の小学校学習指導要領では「学校における道徳教育は、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」⁽⁶⁾という指導の構えが示されている。この構えは、平成20年の学習指導要領におけるものと基本的に同じである。ただし、これま

で領域として道徳の時間を説明していた補充、深化、統合という文言が消えてしまった。これはどのように捉えたらよいのだろうか。一部改正の小学校学習指導要領には、「各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育としては取り扱う機会が十分でない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉え直したり発展させたりすることに留意すること」⁽⁷⁾と述べられている。補充、深化、統合の考え方は、そのまま残っているのである。領域としての道徳が特別の教科になったことによって、道徳科は従前の道徳よりも、道徳教育の要として役割が増したと考えるのが妥当であろう。

道徳科の内容は、平成20年の学習指導要領と同様に一部改正のものでも、小中学校ともに4つに分けられている。A主として自分自身に関すること、B主として人との関わりに関すること、C主として集団や社会との関わりに関すること、D主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関することの4つである。ただし、平成20年の学習指導要領では、Cの内容とDの内容の順番が逆になっていた。そして、一部改正の学習指導要領ではDの内容には、平成20年の学習指導要領になかった「生命」の文言が表題に入っている。生命尊重がより重視されたと考えるべきであろう。また、これまで第5学年・第6学年にしかなかった国際理解と国際親善の内容が、「国際理解、国際親善」として第1学年・第2学年から入ってきた。これはグローバル化の流れの中での変化であろうと考える。

道徳が特別の教科になるということは、当然、教科書が導入されることになる。道徳の教科書はどのようなものであるべきであろうか。『心のノート』を改訂した『私たちの道徳』が作成され、道徳教育用教材として全国の小学生、中学生に配布されている。この『私たちの道徳』のような教科書が作成されるのだろうか。道徳科の教科書検定も進んでいる。その行方を注目したい。

道徳科の授業について考えてみたい。これまでのオーソドックスな道徳の授業は、心情面に訴えかけながら、道徳的価値の自覚を促すパターンが多かった。道徳的な心情が高まる場合も多いであろう。だが、道徳の授業と

実際の生活が乖離してしまうことも多々あるのではないだろうか。林は、「授業では、子どもは、教師が何を教えたいと思っているかを推測し、教師の期待に応じて発言するが、その内容はまったく身につけていないことが起こりやすい」⁽⁸⁾と指摘している。

一部改正の『小学校学習指導要領解説道徳編』では、問題解決的な学習の工夫、道徳的行為に関する体験的な学習等を取り入れる工夫、特別活動等の多様な実践活動等を生かす工夫が求められている。問題解決的な学習については、「ねらいとする道徳的諸価値について自己を見つめ、これからの生き方に生かしていくことを見通しながら、実現するための問題を見付け、どうしてそのような問題が生まれるのかを調べたり、他者の考え方や感じ方を確かめたりと物事を多面的・多角的に考えながら課題解決に向けて話し合うこと」⁽⁹⁾と説明されている。考え、議論する授業が求められているのである。

平成28年11月18日、文部科学省は松野博一文部科学大臣のメッセージとして、いじめ防止に向けて、これまでの道徳教育が不十分であったという立場から「考え、議論する道徳」への転換を訴えかけた。「現実のいじめの問題に対応できる資質・能力を育むためには、「あなたならどうするか」を真正面から問い、自分自身のこととして、多面的・多角的に考え、議論していく「考え、議論する道徳」へと転換する」⁽¹⁰⁾ことを求めたのである。メッセージには、「いじめやいじめにつながる具体的な問題場面について、例えば、
・どのようなことが、いじめになるのか。
・なぜ、いじめが起きるのか。
・なぜ、いじめはしてはいけないのか。
・なぜ、いじめはいけないと分かっているのに、止められなかったりするのか。
・どうやって、いじめを防ぐこと、解決することができるのか。
・いじめにより生じた結果について、どのような責任を負わなくてはならないのか。」といったことについて、自分のこととして考え、議論して学ぶことが大切」⁽¹¹⁾と記されている。つまり、考え、議論する道徳科の授業を通して、道徳的な判断力を養おうとしているのである。いじめは悪いことである、してはいけないことだと判断する力を養うことによって、いじめに対する抑止力にしようとしているのである。これは、道徳科の授業はこれまでの領域としての道徳の授業とは、質的

に異なるものでなければならないことを意味している。

では、道徳科の評価はどうなるのであろうか。一部改正の学習指導要領には、「児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める必要がある。ただし、数値などによる評価は行わないものとする」⁽¹²⁾と述べられている。ポートフォリオ等、さまざまに評価方法は工夫することができる。だが、それを通知票に文章記述しなければならないということになれば、ただでさえ多忙な教師の負担は、さらに増えていくことになる。これ以上、教師の負担を増やさない方策が必要だと考える。

もう一度、道徳科の目標について考えてみたい。道徳科の目標は、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度といった道徳性を養うことである。この目標は、価値観を形成することである。実際の行動に一番近い実践意欲と態度についても、林が指摘しているように、「ここに言う「態度」は、いわば「心の構え」のようなもの」⁽¹³⁾なのである。道徳教育の目標は、あくまでも価値観の形成であり、目に見えないところにある。

だが、いじめなどの問題は実際の生活の中で起こっている。そこに対処するものは、生徒指導である。次章では、道徳科と生徒指導との関わりについて論述する。

3 道徳科と生徒指導

生徒指導とは、「一人一人の児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めることを目指して行われる教育活動」⁽¹⁴⁾である。小学校の教育課程には、各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動によって編成される。中学校については、各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動である。高等学校では、各教科に属する科目、総合的な学習の時間、特別活動になる。そこには、生徒指導ということばはない。時間割に、生徒指導の時間は存在していない。生徒指導は、教育課程のすべての領域において、また休み時間や授業後にも行われる。つまり、生徒指導は機能概念で考えるべきものなのである。

深谷によれば、生徒指導の範囲は次の6つである。①学業（学科目）指導、②個人的適応指導、③社会性指導、④進路指導、⑤健康・安全指導、⑥余暇指導の6つである。①学業（学科目）指導とは、学習指導そのものではない。「入学時のオリエンテーションや、学習内容の選択、学業上の困難に対する診断や指導など、学校での授業や諸活動が首尾よく遂行されるためのさまざまな教育的指導」⁽¹⁵⁾のことである。それらは、学級活動の内容である。②個人的適応指導、③社会性指導、④進路指導、⑤健康・安全指導も、学級活動の内容そのものである。③社会性指導については、これは学級活動に限らず特別活動の全体を通して取り組んでいくものである。⑥余暇指導について、深谷は「放課後や日曜・祝日、長期休業などを利用して、自分に適した望ましい活動を選択し、自己の成長に生かすことを指導する。クラブ活動・部活動やレクリエーションなどの余暇活動がある」⁽¹⁶⁾と述べている。それらの指導も、学級活動の内容が絡んでいる。つまり、学級活動を中心とした特別活動の実践は、生徒指導の場となっているのである。小学校の特別活動の目標は、「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う」⁽¹⁷⁾ことである。特別活動の目標は、発達段階に応じて文言に些少の変化はあるが、中学校においても高等学校においても、基本的に同じものと考えることができる。生徒指導は、個性の伸長、社会的資質や行動力を育てることを目標にしている。双方の目標から考えると、特別活動と生徒指導は大きく重なっており、特別活動は生徒指導の場となっているのである。

特別活動の指導は、児童・生徒の調和の取れた全面的な発達を促すものである。道徳科との関わりで考えると、実際の生活の場で集団活動として展開される特別活動を通じた生徒指導は、価値観の形成と無関係ではない。集団活動の中で他者や集団と関わっていくよさを味わわせることは、価値観の形成に関わってくる。また、道徳科の授業によって培われる価値観は、特別活動の集団活動をよりよいものにし、生徒指導の実をあげていく

ことに通じる。学校教育の教育活動の全体を通して行われる生徒指導は、特別活動や道徳科と大きく関わって、児童・生徒の価値観の形成と健全な生活とを促すものである。

生徒指導には、児童・生徒の調和の取れた全面的な発達を促す指導だけではなく、非社会的行動や反社会的行動等の問題行動に対する予防的な指導と、それらに対する治療・矯正的な課題解決的な指導がある。すなわち、いじめ、暴力的行為、喫煙・飲酒、薬物乱用、自殺、性非行、インターネット等に絡んだ問題行動等に対する指導である。生徒指導では、それらの問題行動に対して、集団指導と個別指導によって対処することになる。その際、道徳科において道徳的な判断力が培われていることは、大きな意味を持つであろう。道徳科によって道徳的な判断力が強くなっておれば、教師の生徒指導を個々の児童・生徒の内面から後押しすることになるのである。

4 おわりに

道徳の教科化の是非について、軽々に判断することはできない。現時点で考えてみると、道徳科と生徒指導がうまくかみ合うことによって、指導の効果を上げることが期待できるように思える。だが、そのためには、「考え、議論する」道徳の授業が定着しなければならない。つまり、これまでのオーソドックスな授業を変革しなければならないのである。それがスムーズに動いていくかどうかは、まだ見えてこない。道徳の教科化によって道徳的な判断力が培われ、それが生徒指導とうまくかみ合うかは、何年か後に、道徳教育や生徒指導の実践者や研究者だけではなく、さまざまな立場の教育研究者による検証が必要だと考える。

そして、道徳教育と生徒指導が実際に効果を上げるためには、児童・生徒に寄り添う教師の姿勢が重要なのではないだろうか。道徳教育においては、児童・生徒は教師の後ろ姿を見つめていることであろう。生徒指導においては、児童・生徒理解を基盤として、厳しく指導をすることと共に、児童・生徒をどこまでも受け止める受容

の姿勢が重要だと考える。道徳教育においても、生徒指導においても、教師の在り方が重要なのだと考える。

【引用文献】

- (1) 文部科学省 (2015)『小学校学習指導要領 平成20年3月告示 平成27年3月一部改正』、p.1
- (2) 前掲、p.91
- (3) 文部科学省 (2008)『小学校学習指導要領 平成20年3月告示』、p.102
- (4) 教育再生実行会議 (2013)『いじめの問題等への対応について(第一次提言)』、p.1
- (5) 林泰成 (2009)『道徳教育論』、放送大学教育振興会、p.44
- (6) 文部科学省 (2015)『小学校学習指導要領 平成20年3月告示 平成27年3月一部改正』、p.1
- (7) 前掲、p.96
- (8) 林泰成 (2009)『道徳教育論』、放送大学教育振興会、p.87
- (9) 文部科学省 (2015)『小学校学習指導要領解説道徳編 平成27年7月』、p.91
- (10) 文部科学省 (2016)「いじめに正面から向き合う「考え、議論する道徳」への転換に向けて(文部科学大臣メッセージ)について(平成28年11月18日)」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/11/1379623.htm (2016年11月19日閲覧)
- (11) 前掲、(2016年11月19日閲覧)
- (12) 文部科学省 (2015)『小学校学習指導要領 平成20年3月告示 平成27年3月一部改正』、pp.97-98
- (13) 林泰成 (2009)『道徳教育論』、放送大学教育振興会、p.44
- (14) 文部科学省 (2010)『生徒指導提要』、p.1
- (15) 深谷潤 (2007)、加澤恒雄・広岡義之編著『新しい生徒指導・進路指導』、ミネルヴァ書房、p.3
- (16) 前掲、p.4
- (17) 文部科学省 (2008)『小学校学習指導要領 平成20年3月告示』、p.112